委員ご指摘の懸念と課題

第5回あり方検討会

資料２

**＜監察医事務所の意義について＞**

・監察医制度は亡くなられた方の死因を明らかにすることによって社会の安全を守るために必要な制度である。監察医制度は犯罪見落としを防ぐ手段のひとつとして重要である。

・検視で事件性が否定されても、監察医は法医であり、解剖までできるので事件の見逃しがない。さらに、死因を明確にするためには、遺族の承諾を得る必要がない監察医制度を残すべきである。

・年間4,000例の死因を特定している実績がある。犯罪（事件）と関係がないことを監察医がしっかりと示しているから、警察や府民も安心する。

**＜監察医事務所の施設について＞**

・監察医事務所は施設の老朽化や設備が不十分などの問題がある。東京都監察医務院が理想であるが現状を維持せざるを得ない。

**＜警察医について＞**

・警察医の役割は留置人や警察職員の健康管理であり、検案については無理を承知でお願いしている。

・警察医は、高齢化が進み後任を探すのに苦労している。

・監察医が実施する大阪市内の検案と警察医等が中心となって実施している市外の検案では大きな差がある。

**＜検案について＞**

・警察医では、監察医と同等の検案はできない。

・検案は、外科系の医師が適任であるが、医師会には、外科系の開業医が少ない。

・孤独死や医療受療のない方の死亡が今後増えることが予想され、死因調査への対応ができなくなる。